

山陰道道路案内標識改善検討委員会

設 立 趣 意 書

平成17年11月

道路案内標識は、道路利用者に目的地への経路や地点等に関する情報を提供するものであり、道路交通の安全と円滑を確保するために欠くことのできない重要な施設である。道路案内標識が提供する情報は、ユーザーのニーズに即した分かりやすいものであることが肝要であるが、社会の進展に伴ってユーザーのニーズも変化するため、わかりやすい道路案内標識の整備は常に重要な課題である。

鳥取県西部地域から島根県東部地域において開通している山陰道は、高規格道路網の早期形成を目標に、限られた予算の中で国道バイパスとしての整備をすすめるとともに有料道路制度を活用するなどの工夫をして段階的に整備を進めてきた。その結果、有料・無料区間の連担する全国的にもまれで特殊な供用形態の道路となっている。

道路案内標識については、国土交通省と日本道路公団（現：西日本高速道路（株））がそれぞれの計画に基づいて道路整備を行い、その都度接続・延伸を繰り返しながら整備を進めてきた結果として、一部系統性に欠けるものとなっている。また、有料・無料の別に関わらず、標識令に準拠して同じ緑地・白文字表示としているので有料なのか無料なのかの識別がしづらいものとなっている。これらのことが、合い重なって道路利用者から走行時に標識がわかりにくいとの声があがっている。

本委員会はこのような状況を受け、山陰道および関連道路に関する道路案内標識について、道路利用者が安全かつ的確に判断できる分かりやすい標識の改善に向けた検討を行うことを目的に、有識者・一般ユーザーからなる「山陰道道路案内標識改善検討委員会」を設立するものである。

山陰道道路案内標識改善検討委員会 規約

(名称)

第1条 本委員会は「山陰道道路案内標識改善検討委員会」(以下「委員会」という。)とする。

(目的)

第2条 委員会は、山陰道および関連道路に関する道路案内標識について、道路利用者が安全かつ的確に判断できるわかりやすい標識の改善に向けた検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うこととする。

- 一 道路利用者等より提示された道路案内標識に関する改善要請事項
- 二 関連道路から山陰道への案内方法に関する事項
- 三 山陰道内における道路案内標識に関する事項

(構成)

第4条 委員会は、学識経験者・一般ユーザーをもって構成し、会議メンバーの構成は別紙のとおりとする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長をおくものとする。

2. 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
3. 委員長は必要に応じて、別紙に掲げる者以外の者の出席を求めることができるものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、規約第3条に掲げる事項が終了するまでとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。

付則 この規約は、平成17年11月24日から施行する。

山陰道道路案内標識改善検討委員会名簿(敬称略)

委員長	杉 恵 頼 寧	広島大学大学院工学研究科教授
委員	喜 多 秀 行	鳥取大学工学部社会開発システム工学科教授
	猿 田 量	島根大学教育学部助教授
	木 坂 勇	(社)日本自動車連盟島根支部事務所長
	谷 口 義 人	(社)日本自動車連盟鳥取支部事務所長
	仲 田 賀代子	玉造温泉・夕顔の会(女将の会)会長
	三 原 俊 彦	(社)島根県トラック協会専務理事
	三 笹 修 正	(社)島根県旅客自動車協会専務理事
	富 長 一 郎	新日本海新聞社西部本社・編集局報道デスク
	竹 田 博 志	山陰中央新報社編集局編集委員
	柏 井 光	NPO 法人まちづくりネットワーク島根専務理事
	武 田 幸 治	(財)鳥取県交通安全協会理事
アドバイザー	清 水 哲 夫	東京大学大学院工学系研究科助教授
オブザーバー	山 田 周 一	国土交通省中国地方整備局道路情報管理官
	楠 橋 康 広	西日本高速道路(株)中国支社管理事業部交通技術チームリーダー
	竹 下 幸 次	西日本高速道路(株)松江工事事務所長
	大 田 宣 道	鳥取県警察本部交通企画課長
	古 川 克 彦	島根県警察本部交通企画課長
	桑 田 明 仁	鳥取県県土整備部道路企画課長
	石 川 雅 基	島根県土木部道路維持課長
	嘉 本 昭 夫	国土交通省倉吉河川国道事務所長
	島 村 喜 一	国土交通省松江国道事務所長